

2025年6月19日

## 孤独死が心配

いざというときに頼れる身寄りがない方や、親族がないわけではないが迷惑を掛けられない・掛けたくない方は、多くの場合、まず「孤独死が心配だ」とおっしゃいます。

一人暮らしの自宅で突然の病気で亡くなって、そのまま気づかれずに1週間、10日間と経過してしまい、尊厳が保たれない状態になってから発見されるというセンセーショナルなニュースに「自分は、そうはなりたくない」と思うのは当然です。



そこで、センサーやICTを使った見守り機器の導入を検討することになります。技術の進歩により、近年は便利な見守り機器が次々と登場しています。こうした機器により、自宅で倒れて動けず亡くなったとしても、1~2日のうちに発見されれば、ご遺体の尊厳が損なわれる程に損傷している可能性は低いですし、その現場も「事故物件」と呼ばれることはないでしょう。

しかし、見守り機器を導入するということは、亡くなった現場でご遺体を発見することだけではありません。「孤独死」を恐れる方の多くは、自宅で亡くなった場合「早く見つけてほしい」ということだけを意識している場合が多いのですが「自宅で倒れ、存命中のところを発見される」ケースも考えておかなければなりません。

命が助かるのですから、喜ばしいことです。しかし、一命を取り留めて、これまで通りの生活に戻れば良いのですが、そうとも限りません。はっきりと意識が戻らない場合や、麻痺が残ってしまう場合、あるいは脳に機能障害が残ってしまう場合など、筆者は数多く見てきています。

そこで大切なことは、見守り機器を導入した際「緊急連絡先」を誰にしておくか、ということです。自宅での異変を察知して緊急連絡を受けた先が、死後の事務履行しか受託していなかったら、せっかく命が助かって病院に搬送されたのに、その先の手続きや治療・療養、生活環境整備などを、本人に代わって行うことはできません。

だからといって、見守り機器導入の際の緊急連絡先に、介護保険のケアマネジャーの名前を書くことは適切ではありません。ここ最近、厚労省でもケアマネジャーの業務範囲の整理の議論が行われており、救急車に同乗する、入院手続きをするなど、法定業務の範囲外のことを無償で引き受ける必要はないし、それは好ましくないとされています。

したがって、見守り機器を導入する際に設定する「緊急連絡先」は、①夜間や休日も含め、いつでも連絡が受けられる②緊急事態の連絡を受けた後に、存命であっても逝去していても、確かな権限を持って対応に当たることができる、という2つの条件を備えていなければならないことに留意しておきましょう。